



(令和7年11月28日発表)

## 職員の懲戒処分の発令について

◆ 発令日	令和7年11月28日（金）
◆ 内容など	本日、別紙資料のとおり、職員を懲戒処分としたので、当該処分の内容等について公表します。

別紙資料 有

【問合せ】 人事課 人事第2係 飯沼  
電話 054-221-1009

# 報道資料

## 職員の懲戒処分の発令について

令和7年11月28日付で、次の2件について、懲戒処分を発令しました。

### 1 交通人身事故に関する懲戒処分

#### (1) 処分年月日

令和7年11月28日

#### (2) 被処分者、処分内容及び処分事由

こども未来局 一般職員 40代 女性

【内容】 減給10分の1（1箇月）

【事由】 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

（法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行）

#### (3) 事実の概要

本件職員は、令和3年12月9日午前7時25分頃、普通乗用自動車を運転し、静岡市駿河区八幡三丁目の信号機により交通整理の行われている交差点を右折進行するに当たり、同交差点の中心内側で一時停止せず、対向して直進してきた原動機付自転車の動静を注視しないで、その安全確認不十分のまま、漫然時速約10ないし20キロメートルで右折進行し、相手方の原動機付自転車と衝突し、原動機付自転車もろとも転倒させ、相手方に怪我を負わせた。

令和4年3月10日に静岡簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けたこと及び相手方との示談が完了していることを確認したため、処分を行った。

### 2 交通人身事故に関する懲戒処分

#### (1) 処分年月日

令和7年11月28日

#### (2) 被処分者、処分内容及び処分事由

こども未来局 一般職員 20代 女性

【内容】 減給10分の1（3箇月）

【事由】 地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号

（法令等に従う義務違反、全体の奉仕者にふさわしくない非行）

#### (3) 事実の概要

本件職員は、令和6年5月11日午後0時3分頃、普通乗用自動車を運転し、静岡市清水区辻一丁目の信号機による交通整理の行われている交差点を直進するに当たり、

同信号機の信号表示に留意せず、同信号機が黄色の灯火信号を表示しているのを看過したまま漫然時速約 40 ないし 50 キロメートルで進行し、赤色の灯火信号を表示した後に交差点に進入し、折から同交差点を対向右折進行してきた相手方の普通乗用自動車と衝突し、相手方に怪我を負わせた。

同年 12 月 18 日に静岡簡易裁判所から罰金 20 万円の略式命令を受けたこと及び相手方との示談が完了していることを確認したため、処分を行った。

**総務局長コメント**

今回、職員が交通法規違反を犯したことに対して、被害者及び関係の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後、職員に対しては、より一層の交通法規の遵守、安全運転の励行を求め、改めて指導を徹底するとともに、市民の皆様からの信頼を早期に回復できるよう努めてまいります。

令和 7 年 11 月 28 日

総務局長 おおむら あきひろ  
大村 明弘